

# 総合責任者研修会

～より良い信頼・協力関係を目指して～

平成27年度  
監視部保税地域監督官

# 説明内容

- ◆ はじめに
- ◆ 用語
- ◆ 保税地域(種類・機能等)
- ◆ 自主管理と社内管理規定(CP)
- ◆ 総合責任者の業務と責任
- ◆ 貨物管理者(倉主)とは
- ◆ 保税業務とは
- ◆ 保税蔵置場の許可要件
- ◆ 保税蔵置場の処分(具体的処分事例を含む)
- ◆ 内部監査
- ◆ コーポレートガバナンスコード
- ◆ 信頼・協力関係について

# はじめに

▼ **保税**という言葉については、関税法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**関税の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。

しかしながら、輸入貨物が再輸入免税適用貨物である場合のように、必ずしも関税や内国消費税が課される訳ではなく、徴収すべき税が存在しない輸入貨物が多いのも事実です。

▼ **保税**の意義については

輸入貨物について

・ 本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の

輸出貨物について

・ 輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の

これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保税制度**」と総称していると言われています。

▼ 以前から、「**保税は関税法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関税法の原点**」という意味合いがやや薄れてきたことは否めません。

しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保税制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

**関税法**

**保税制度**

関税法の改正や規制緩和が如何に進んでも、「**基本は保税**」です。

# 1 用語

「輸入」や「輸出」の手続きを  
「通関手続き」と呼んでいます！



- ①「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること  
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ②「輸出」とは ⇒ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと
- ③「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で輸入の許可を受けていない  
貨物又は、輸出の許可を受けた貨物
- ④「積戻し」とは ⇒ 外国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと



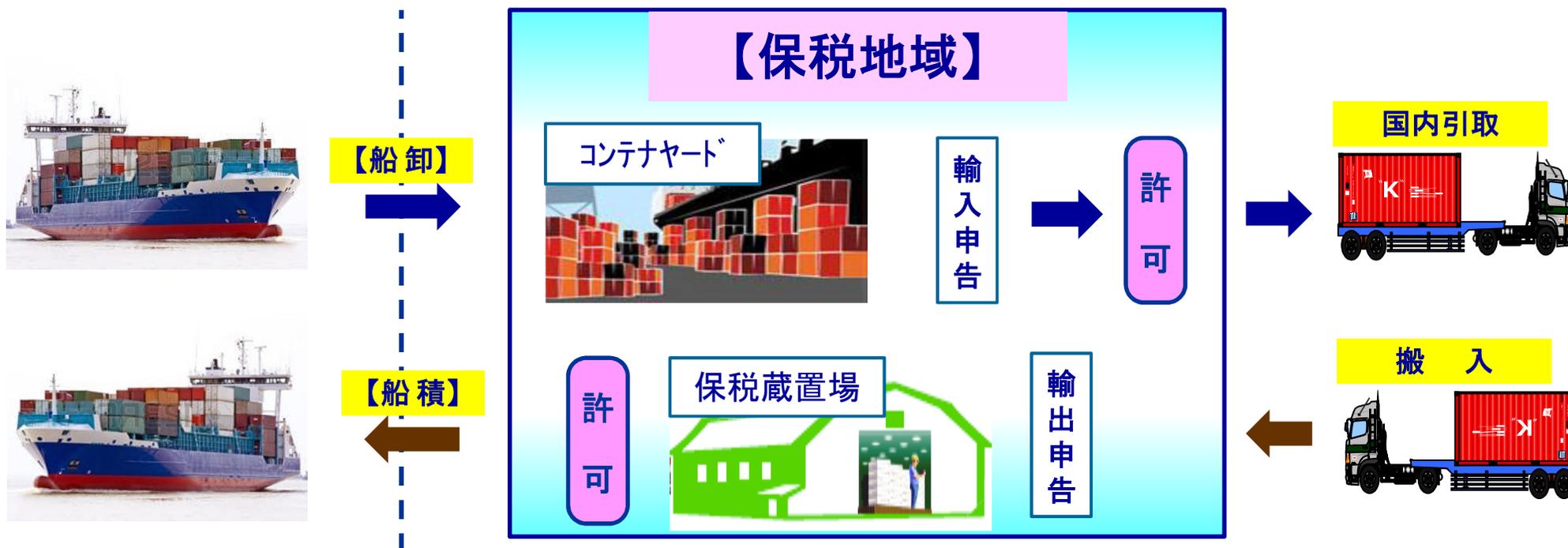
- 税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。
  - ・関税法(関税の徴収、通関手続き、保税制度 等)
  - ・関税定率法(関税率、特殊関税制度、減免税制度 等)
  - ・関税暫定措置法(税率の特例、減免税制度の特例 等)

## 2 保税地域とは

- ▼ 貨物を輸出、輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。

また、輸出、輸入の申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。(ただし、輸出は入れる前でも可能)

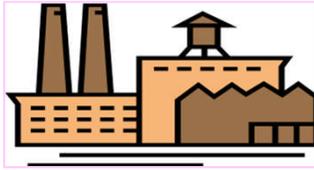
- ▼ 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができません。(関税法第30条)



### 3 保税地域の種類

#### ◆ 保税地域の種類(関税法第29条)

保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

種類	関連法令	機能	蔵置期間	主な施設形態	形式
指定保税地域	関税法 37～41条の3	一時蔵置(通関) 点検・改装・仕分	1ヶ月	 CY、市営上屋等	<u>財務大臣 の指定</u>
保税蔵置場	関税法 42～49条	一時蔵置(通関) 長期蔵置(保管) 点検・改装・仕分	2年 (延長可)	 倉庫、タンク、土間等	<u>税関長 の許可</u>
保税工場	関税法 56～62条	加工・製造 改装・仕分	2年 (延長可)	 化学工場、製鉄所、 製油所等	<u>税関長 の許可</u>



■上記の他、保税展示場と総合保税地域がありますが、現在は門司税関管内にはありません。  
また、貨物の取扱件数は、指定保税地域、特にCYにおける取扱いが多くなっています。

# 4 社内管理規定(CP)と貨物管理の変遷

## 【CP導入に係る経緯】

直接  
管理

- 昭和46年以前  
搬出入の際、**税関に届出が必要**



間接  
管理

- ① 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- ② 昭和47年 **自主管理制度導入**
- ③ 平成 4年 CP整備の指導開始
- ④ 平成 9年 **完全自主管理体制に移行**
- ⑤ 平成12年 CP整備を基本通達化



## 5 自主管理とは

### 【自主管理の基本的な考え方】

- 税関は  
倉主の皆様が、
  - ・ 関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、
  - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的、かつ的確に行われることを期待しています。
- 倉主の皆様は  
自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理することになります。

税関と倉主との  
信頼・協力関係  
が大事！

つまり、自主管理において、

- ◆ 倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、
  - ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。
- ◆ 税関は、事後又は臨時的において、
  - ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
  - ・ 倉主が自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認します。

## 6 自主管理と社内管理規定(CP)

- 自主管理制度において、  
貨物管理者は、自ら策定したルール に沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。



### ◆ CP (Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

#### ■ CPの目的(基本通達34の2-9)

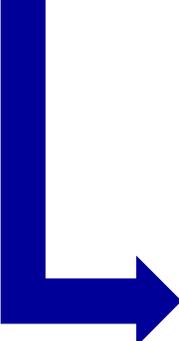
- ・ 保税地域の企業内における 適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する 税関手続きの適正な履行を確保  
する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備することになっています。

## 7 総合責任者の業務と責任

【社内管理規定の整備：基本通達34の2-9(2)イ】

### ◆総合責任者とは

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者と規定されています。

- 
- 通常の保税業務が行われている際、例えば、搬入時に数量の相違があった場合には、搬入担当者から貨物管理責任者へ通報され、貨物管理責任から税関に報告することとなっていますが、事案の内容によっては、総合責任者にも報告されることになっている保税地域が一般的です。
  - 不適切な処理や法令違反があった場合には、総合責任者が監督責任に問われることにもなります。
  - 内部監査の結果、内部監査人から改善勧告があった場合には、総合責任者から貨物管理責任者へ改善指示を行う立場にもあります。
  - 総合責任者は、保税に関する業務に係るすべての管理監督の責任を負うこととなりますので留意願います。



## 8 貨物管理者(倉主)とは

■貨物管理者(倉主)とは、

- ・ 性善説に基づき、
  - ・ 自らの名において 貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、
  - ・ 関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
  - ・ 自己の責任により適正な貨物管理(搬出入時の対査確認、蔵置管理)を行い
    - ・ 保税台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳する者
- とすることができます。



① 許可保税地域(蔵置場、工場、展示場及び総合保税地域)

⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者(倉主)

② 指定保税地域

⇒ 貨物を管理する者(法第41条の2) ⇒ 貨物管理者(倉主)

## 9 保税業務とは

- ▼ 保税業務を定義するとすれば、倉主が **CPに基づいた適正な貨物管理** を行うとともに、例えば、収容能力が増加する場合における届の提出など、関税法が求める必要な税関（保税）手続きを的確に行うことと言えます。
- ▼ したがって、上記の貨物管理や手続きが不適切だった場合において、その行為が **関税法の規定に違反している場合、つまり、法令違反であると認められる場合** には、法第48条第1項による処分（搬入停止、許可の取消し）が行われることとなります。

# 10 保税蔵置場の許可 ①

## 【保税蔵置場の許可要件（関税法第43条）】

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ① 前条第1項の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が保税地域の許可を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経過していない場合
- ② 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない場合
- ③ 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2年を経過していない場合
- ④ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3第1項（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合

# 11 保税蔵置場の許可 ②

## 【保税蔵置場の許可要件（関税法第43条）】

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ⑤ 申請者が暴力団員等である場合
- ⑥ 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ⑦ 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合
- ⑧ 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合
- ⑨ 前条第1項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- ⑩ 前条第1項の許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

## 12 保税蔵置場の処分

### 法第48条)

税関長は、次の各号の **いずれかに該当する場合** においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

通称、ヨンパチ処分と称しています！



① 被許可者、役員及びその他の従業者等が 保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)

# 13 具体的な処分事例(1号処分)

◆ 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務について、この法律の規定に違反したとき

処分対象



違反があった蔵置場のみ

具体例)

- ① 保税蔵置場に蔵置している外国貨物について、品質を確認するため、検査機関にサンプルを送る際に、法32条の見本一時持出の許可を受けることなく、保税蔵置場から持出してしまった場合
- ② 保税蔵置場である倉庫について、保管機能を高めるため、倉庫内を2室に間仕切りの改築したが、法第44条の届出を失念していた。
- ③ 輸入申告を行うに当たり、自社の通関担当者は倉庫内が狭隘であったため、保税地域外である軒下に外国貨物を出して、内容点検を行っていたところを税関職員に発見された。(同蔵置場では過去1年以内に記帳漏れの非違があった)

具体的な処分)

- ・ 基本通達48-1の別表1、2に基づき算出した点数を基に、加重減刑のうえ合計点数により、処分を行うこととなる。
- ① 許可違反1件のため、3点  
(10点以下のため、処分なし)
  - ② 届出違反1件のため、2点  
(10点以下のため、処分なし)
  - ③ 許可違反1件のため、基礎点は3点であるが、**加算点数10点が計上**され、合計13点  
⇒ **3日の搬入停止**



◆ 1件の記帳義務違反も繰り返されると、「加算点」により搬入停止となる可能性がありますので注意願います。

# 14 具体的な処分事例(2号処分①)

◆ 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき

処分対象



全国すべての許可保税地域(許可要件(9、10号を除く))

具体例)

- 1 保税工場の役員が海外旅行の帰国時に、不正薬物をバッグに隠匿し、日本国内に持ち込もうとしたところを税関職員から摘発され、同役員が通告処分を履行した場合は、許可要件の法第43条第6号に該当することとなる。
- 2 会社の役員が関税法以外の法令による禁錮刑以上の処分を受けた場合は、許可要件の法第43条第6号に該当することとなる。
  - ① 保税蔵置場の許可を受けた会社が法人税法に違反し代表者が禁固刑が確定した場合
  - ② 保税蔵置場の許可を受けた会社が水質汚濁防止法に違反し排水に関する管理責任者となっていた役員が同法の規定により禁固刑が確定した場合

具体的な処分)

- ・ 基本通達48-1に基づき、処分を行うこととなる。
- 1 法第109条の2第2項に該当することとなり、点数は70点。  
⇒60日間の搬入停止  
**※100点を超える場合は取消しとなり、同社が有している許可保税地域はすべて取消となる可能性あり!**
  - 2 ①、②については、これまで事例はないが、許可の取消しとなる可能性が高い。

## 15 具体的な処分事例(2号処分-②)

### ▼ 許可要件(法43条6号)

会社の役員等が関税法以外の法令による  
禁錮刑以上の処罰を受けた場合

◎ 該当する法律は大変多い！！

例)

- ・ 通関業法
- ・ 道路交通法(飲酒運転(自転車も車両)等)
- ・ 労働基準法
- ・ 港湾運送事業法
- ・ 所得税法
- ・ 相続税法 etc

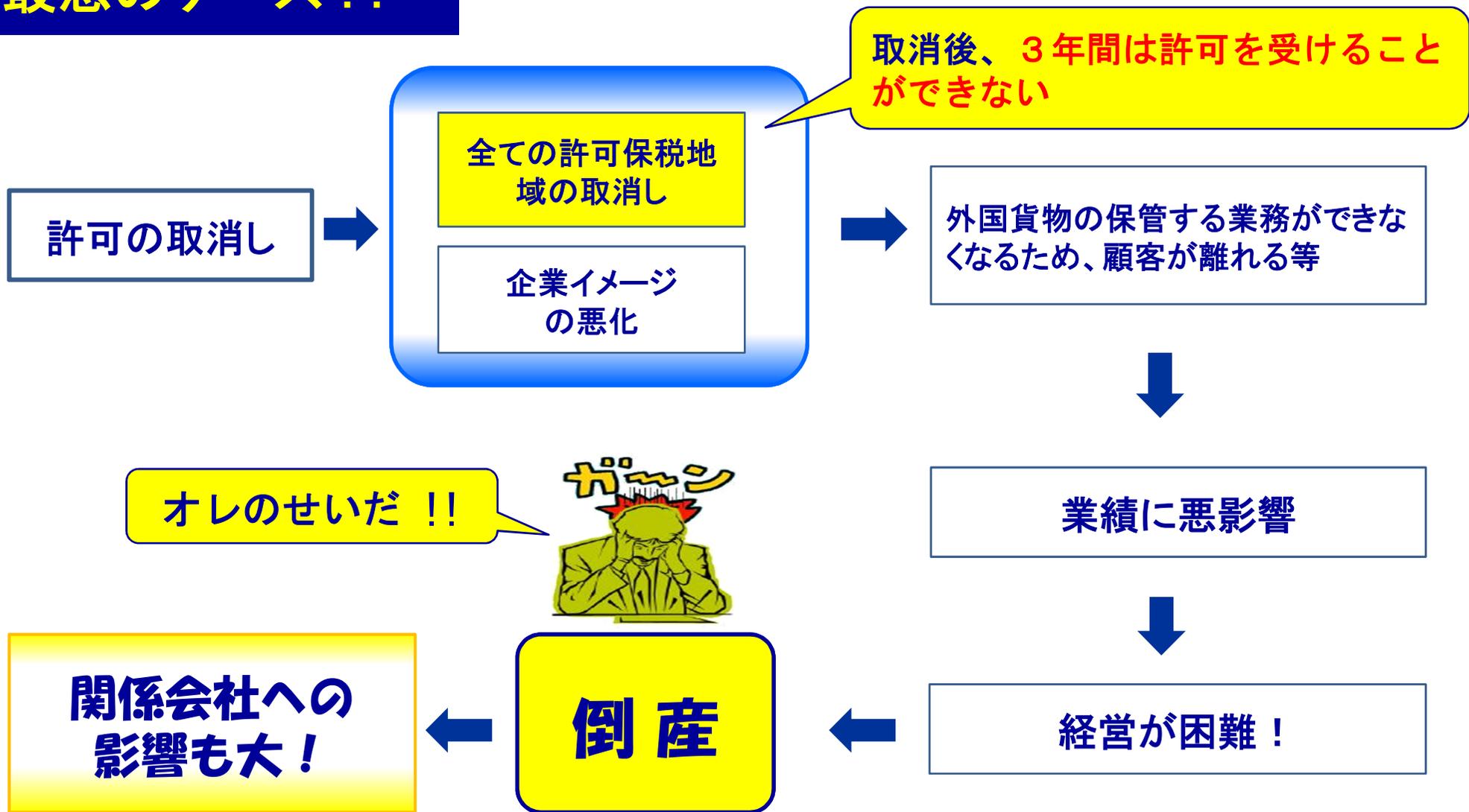
企業活動  
に悪影響！



場合によっては

# 16 具体的な処分事例(2号処分-③)

## 最悪のケース!!



# 17 内部監査について ①

## 内部監査の目的

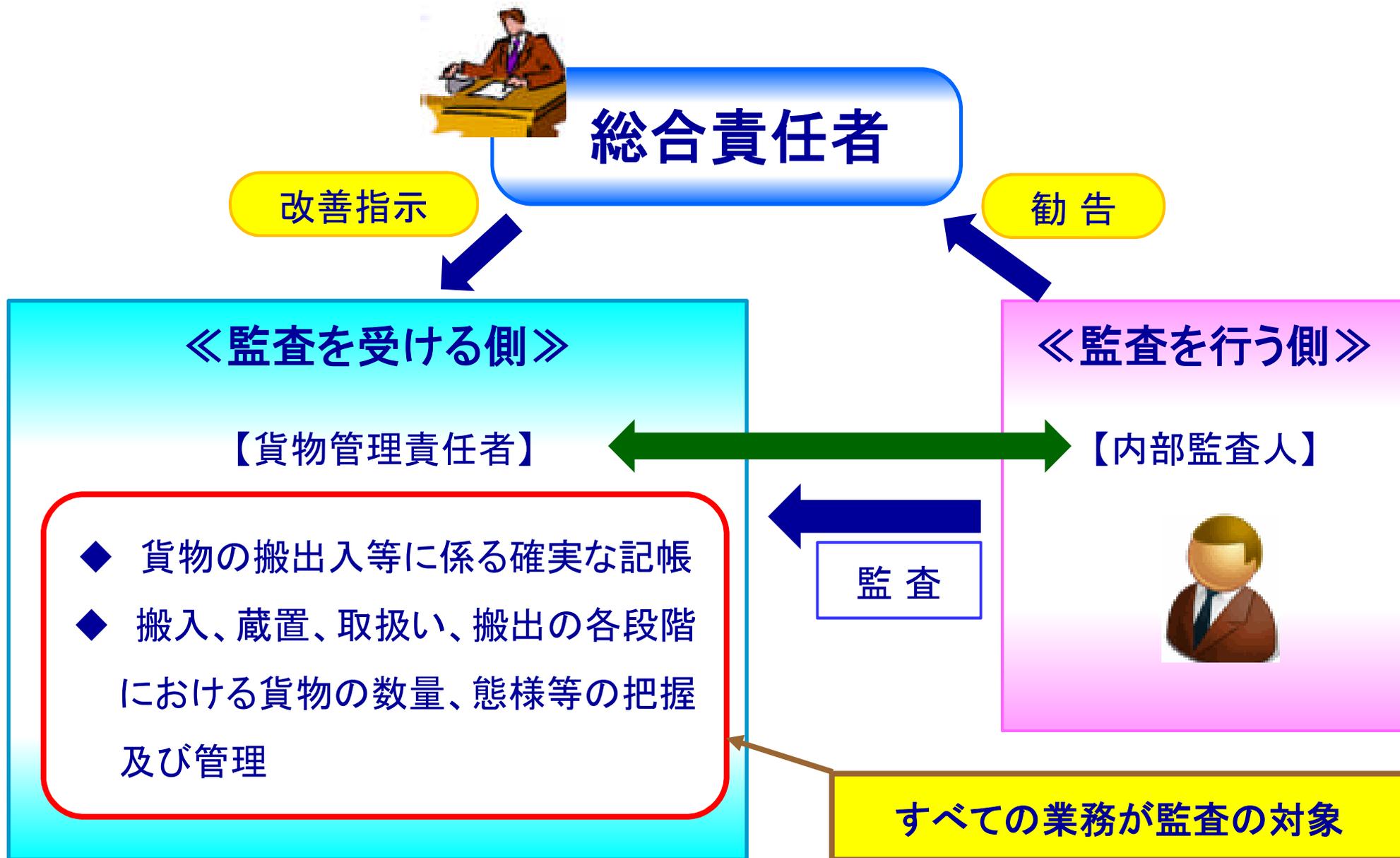
### ◆基本通達34の2-9(社内管理規定の整備)

#### (7) 評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



# 18 内部監査について ②



# 19 内部監査について ③

## 企業活動

- コンプライアンス（ルールに沿った企業活動）
- **コーポレートガバナンス（企業統治）**

この他に  
「**CSR（企業の社会的責任）**」  
もありますね！

- ◆ 企業の経営方針を如何に実行するか ⇒ マネジメント
- ◆ 経営状況を如何に管理・監督するか ⇒ **内部統制**

企業のシステムが健全に  
機能しているかを審査！

**内部監査** ・ 外部監査



企業にとって「**内部監査**」はとっても重要なものです！

## 20 コーポレートガバナンスコード ①

- ① コンプライアンス(法令遵守:ルールに沿った企業活動)
- ② コーポレートガバナンス(企業統治)

会社が、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

◆コーポレートガバナンスコード(企業統治原則)

**東証上場企業に対して  
平成27年6月1日から適用開始!**

## 21 コーポレートガバナンスコード ②

### ●コーポレートガバナンスコードとは

実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて会社、投資家、ひいては **経済全体の発展にも寄与する** こととなるものと考えられる。

#### ◆基本原則

- ① 株主の権利・平等性の確保
- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保
- ④ 取締役会等の責務
- ⑤ 株主との対話

## 22 コーポレートガバナンスコード ③

### 基本原則 1

#### 【株主の権利・平等性の確保】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

## 23 コーポレートガバナンスコード ④

### 基本原則 2

#### 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

## 24 コーポレートガバナンスコード ⑤

### 基本原則 3

#### 【適切な情報開示と透明性の確保】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

## 25 コーポレートガバナンスコード ⑥

### 基本原則 4

#### 【取締役会等の責務】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

## 26 コーポレートガバナンスコード ⑦

### 基本原則 5

#### 【株主との対話】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾けその関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

## 27 信頼・協力関係について

### 【自主管理の基本的な考え方】

- 税関は  
倉主の皆様が、
  - ・ 関税関係法規のルールを遵守するとの信頼感を持ち、
  - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的、かつ的確に行われることを期待しています。
- 倉主の皆様は  
自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理することになります。

### 【コーポレートガバナンスコード】

- ① 株主の権利・平等性の確保
- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保
- ④ 取締役会等の責務
- ⑤ 株主との対話

税関と倉主との  
信頼・協力関係  
が大事

共通的な事項  
が多い！

株主や他の利害関係者との信頼・協力  
関係が大事

ご不明な点があれば、  
保税地域監督官部門へ  
ご遠慮なく、気軽にご相談ください！

◆連絡先：050-3530-8387

ご清聴、ありがとうございました。